

《新婚さん住まいの応援事業補助金》

- (1) 対象となる方
- ・住宅取得等の契約時に婚姻届の届出日から5年以内または契約時から補助金の交付申請日までに婚姻届の届出をした夫婦
【合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること】
 - ・中津川市に5年以上定住する意思を持っている方・市税等の滞納がない方
 - ・過去にこの補助金及びふるさとお帰り支援事業補助金を受けていない方
- (2) 対象となる住宅
- ・令和3年3月1日以降に取得にかかる契約がされたもの
 - ・建築、購入、増築にかかる契約金額が100万円（税抜）を超えているもの
 - ・増築の場合は、申請者の三親等以内の親族により所有されており、その建物を含む固定資産税の未納がないこと
- (3) 補助金の額 30万円
- ※住宅の新築・新築住宅の購入で10万円を加算
 - ※中津川市内の個人事業者または中津川市内に本店を有する法人との契約で10万円を加算

《申請の流れ》

(1) 交付申請

提出期限：契約日から1年6カ月を経過する日まで 提出期限（ 年 月 日 ）

【必要な書類】 補助金交付申請書(様式第1号)

《添付書類》 1 世帯全員の住民票※本籍・続柄が省略されていないもの

2 婚姻日の分かる戸籍謄本または抄本

3 工事請負契約書又は売買契約書の写し

4 対象住宅の平面図（増築の場合は、増築部分の分かるもの）

5 完成後の外観写真（増築の場合は、増築部分の分かる着工前と着工後の写真も必要）

6 世帯全員（課税のある者に限る）の市税の未納がないことが分かる証明書（転入者に限る）

7 新婚夫婦の所得証明書（転入者に限る）

8 誓約書兼同意書（様式第2号）

9 対象住宅の登記事項証明書又は対象住宅の所有者が分かるもの

10 増築にかかる対象住宅の既存の住宅の所有者の固定資産税についての完納証明書

（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る）

11 増築にかかる対象住宅の既存の住宅の所有者と申請者の関係の分かる書類

（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る）

12 その他市長が必要と認める書類

※市税調査承諾書（在住者の方に限る）※押印が必要

↓

(2) 市は内容を確認し補助金の交付決定をします

↓

(3) 補助金の請求 補助金の交付請求をします

【必要な書類】 補助金請求書（様式第4号）

預金通帳のコピー

（補助金振込先の口座番号、フリガナの分かる部分）

お問い合わせ***

中津川市 定住推進部定住推進課

電話 0573-66-1111（内324）
